

名家連ニュース

令和5年6月20日(火)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 池山 豊子
TEL/FAX(052)846-5576 NO.933号

名古屋市第5次障害者基本計画、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

障害者基本計画は「障害者基本法」に基づいて策定が義務付けられています

《 障害者基本法 第11条 》

国及び地方公共団体(都道府県市町村)は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。

※ 障害者基本計画の計画期間は5年間。監督官庁：内閣府。



障害福祉計画は「障害者総合支援法」「児童福祉法」に基づいて策定が義務付けられています

《 障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条 》

国及び地方公共団体(都道府県市町村)は、障害福祉サービスの提供体制の確保その他、この法律に基づく義務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画・障害児福祉計画」という。)を策定し、提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策について定めなければならない。

※ 障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間は3年間。監督官庁：厚生労働省。

名古屋市障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の策定について

《名古屋市の対応方針》 ※ 名古屋市障害者施策推進協議会配布資料抜粋


それぞれの計画の策定期間が重なったことを契機に、より実効性の高い総合的な計画とするため、**3つの計画を一体的に策定**するとともに、計画期間については、「**障害者基本計画**」は**6年**、「**障害福祉計画・障害児福祉計画**」は**3年**とし、「障害者基本計画」については3年を経過した時点で中間見直しを行う。

※ 現行の障害者基本計画(5年)、障害福祉計画・障害児福祉計画(3年)は令和5年度末で終了する。令和6年度からの3つの計画策定にあたり名古屋市の考え方が示されました。

「障害」「障がい」の表記について

国の法令や制度では、障害について“障害”と漢字で表記していますが、“障害”という言葉には否定的な意味合いが含まれていると感じる人も少なくないため、市では、国の法令などに基づく制度名や固有名詞、市民からいただいたご意見などを記載通りに掲載する場合などを除き、可能な限り、「障がい」という表記を使用することとします。“障害福祉サービス”や“障害児サービス”は法に規定されたサービスの総称であるため、「障害」と漢字で表記しますが、“障がい者施策”など本誌における障がい者支援のための施策など、法に規定されたものに限らない広範な意味を有するため、「障がい」と表記します。発達障害や学習障害については医学上の用語として使用されることもあるため、「障害」と表記します。

障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的策定した場合の構成イメージ

障害者基本計画	一体的策定後のイメージ	障害福祉計画・障害児福祉計画
≪第1章 総論≫ ・背景、現況 ・性格、期間、策定体制、市民意見 ・基本的な考え方 ・目標とする地域社会 ・施策展開の視点	【第1章 総論】 ・背景、現況 ・性格、期間、策定体制、市民意見 ・基本理念(基本的な考え方) ・目標とする地域社会 ・施策展開の視点	≪第1章 総論≫ ・目的、性格、期間 ・策定体制、市民意見 ・基本理念 ・提供体制に関する基本的な考え方 ・第6期計画の進捗状況
≪第2章 重点的な施策≫ ・重点的に取り組む施策	【第2章 障害者施策の方向性】 ・重点的に取り組む施策 ・分野別施策の基本的方向	≪第2章 成果目標≫ ・成果目標
≪第3章 分野別施策≫ ・分野別施策の基本的方向	【第3章 成果目標】 ・前期の進捗状況 ・成果目標	≪第3章 活動指標等≫ ・活動指標
≪第4章 推進体制と進行管理≫ ・推進体制 ・進捗状況の管理及び評価 ・弾力的運用	【第4章 活動指標】 ・活動指標	・活動指標 (障害福祉サービス等の円滑な実施)
	【第5章 推進体制と進行管理】 ・推進体制 ・進捗状況の管理及び評価 ・中間見直し	

今後の基本計画及び福祉計画策定のスケジュール

障害者基本計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
6月16日(金) 令和5年度 第1回 障害者施策推進協議会(総論)	
7月4日(火) 障害者基本計画策定部会② ・ 分野別施策の基本的方向(詳細) ⑤ 保健・医療の推進 ⑥ 雇用・就業の支援 ⑧ 防災・防犯などの推進	7月31日(月)障害福祉計画策定部会② ・ 成果目標及び活動指標等
8月21日(月)障害者基本計画策定部会③ ・ 分野別施策の基本的方向(詳細) ④ 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 ⑦ 教育・発達支援の充実・全体まとめ	9月25日(月)障害福祉計画策定部会③ ・ 活動指標等及び全体のまとめ
11月頃 令和5年度 第2回 障害者施策推進協議会 ・ 素案に対する意見聴取	
12月末～1月頃 パブリックコメント	
3月下旬頃 令和5年度 第3回 障害者施策推進協議会 ・ 最終案報告	